

2024 年 12 月 18 日

各 位

会社名 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理本部長代行 生 島 始 郎
(TEL. 03-6206-3159)

損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

2021 年 3 月 4 日付け「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしました、当社の加盟スタジオ(品川スタジオ)を運営していた AT インターナショナル株式会社(本店住所：横浜市南区、令和 2 年 1 月 22 日破産手続開始、令和 3 年 2 月 11 日破産手続廃止の決定確定)で入会し、顧客となった坂本信宣氏が代表を務める合同会社トレース(以下「トレース社」と言います。)が原告となり、当社へ損害賠償の支払を請求した訴訟(以下「本件訴訟」と言います。)について、令和 6 年 12 月 12 日、判決が言い渡されましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所 2024 年 12 月 12 日

2. 判決の内容

被告 ASJ は原告に対し 5 1 8 1 万 0 3 7 2 円及びこれに対する令和 3 年 3 月 4 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

3. 訴訟の経緯

本訴訟の原告トレース社が、当社が紹介した施工会社との間で建設工事請負契約を締結したのち、解除に至りました。その経緯において、原告は当該解除に至った原因が当社にもあり、原告が施工会社に支払済の工事代金のうち返還されていない代金について、当社にその損害賠償責任があるものとして、訴訟が提起されました。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、今回の判決は承服しかねるものであり、よって改めて事実関係に基づく、当社の法的な立場とその正当性を主張し、争っていく方針です。尚、当

該訴訟が当社の業績に与える影響については現在、精査中であり、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上